

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの皆さまへ

2021年5月28日時点

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

岡山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

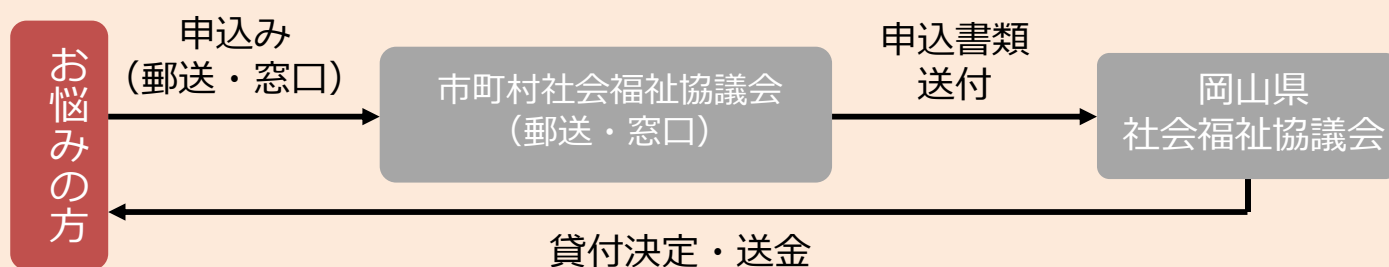
本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

申込受付期間：令和2年3月25日（水）～令和3年8月31日（火）

※申込受付は、令和3年8月31日消印有効とします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申込みにご協力ください。

貸付手続の流れ



相談・申込窓口

※申込書類は、下記の市町村社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

● お住まいの地域の市町村社会福祉協議会（郵送・窓口）

| 市町村名 | 電話番号 | 市町村名 | 電話番号 | 市町村名 | 電話番号 | 市町村名 | 電話番号 | |
|------|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 岡山市 | 受付 電話 番号 070-4442-5980 | 玉野市 | (0863)31-5601 | 赤磐市 | (086)955-5500 | 新庄村 | (0867)56-2001 | |
| | 070-3996-1950 | 笠岡市 | (0865)62-3507 | 真庭市 | (0867)42-1005 | 鏡野町 | (0868)54-1243 | |
| 倉敷市 | 本所 | (086)434-3301 | 井原市 | (0866)62-1484 | 美作市 | (0868)73-0330 | 勝央町 | (0868)38-2160 |
| | 水島 事務所 | (086)446-1900 | 総社市 | (0866)92-8555 | 浅口市 | (0865)44-7744 | 奈義町 | (0868)36-6363 |
| | 児島 事務所 | (086)473-1128 | 高梁市 | (0866)22-7243 | 和気町 | (0869)93-2002 | 西粟倉村 | (0868)79-2561 |
| | 玉島 事務所 | (086)522-8137 | 新見市 | (0867)72-7306 | 早島町 | (086)482-3000 | 久米南町 | (0867)28-2000 |
| | 真備 事務所 | (086)698-4883 | 備前市 | (0869)64-3033 | 里庄町 | (0865)64-7218 | 美咲町 | (0868)66-0970 |
| 津山市 | (0868)23-5130 | 瀬戸内市 | (0869)22-2940 | 矢掛町 | (0866)82-0848 | 吉備中央町 | (0866)54-1818 | |

※相談・申込み受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は除きます。

※上記のうち、倉敷市社協 本所（くらしき健康福祉プラザ）は、月曜日・祝日が定休日となります。

実施主体：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

連絡先：〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内 TEL：(086) 226-3544

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に下記の①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子

オ 世帯員に個人事業主等があり、その収入減少による生活に要する費用が不足するとき

カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

・ 今後10万円を超える資金需要がある場合等。

■据置期間 1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限 2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

※ 詳しくは表面をご確認ください。

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

※ 令和2年10月以降の申請においては、申請の際に、自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが要件化されていますので、同意いただく必要があります。

■貸付上限額

（2人以上の世帯） 月20万円以内

（単身世帯） 月15万円以内

■貸付期間 原則3月以内

■据置期間 1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

※ 詳しくは表面をご確認ください。

※ 令和3年8月末日までに緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付の貸付が終了し、なお生活に困窮されており、お住いの自立相談支援機関の支援を受けることを要件に、再貸付（1回・3月以内）が可能。